

[Tweet](#)

令和4年9月12日
金融庁

「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「[金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）](#)」につきまして、令和4年6月22日（水曜）から令和4年7月22日（金曜）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、7の個人及び団体より計15件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は、[（別紙1）](#)をご覧ください。

2. 改正の概要

本件は、証券取引等監視委員会からの[建議](#)を踏まえ、合同会社等の使用人（従業員）による社員権の取得勧誘の適正化を図るため、社員権の発行者に関する規定の見直しを行うものです。

具体的な内容については[（別紙2）](#)をご参照ください。

3. 公布日等

本件の内閣府令は、本日付けで公布されており、令和4年10月3日（月曜）から施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

企画市場局市場課（内線3686、2639）

（別紙1） [📄 コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

（別紙2） [📄 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令](#)

各種窓口のご案内

金融行政モニター

入札公告等

申請・届出・照会

パブリックコメント

情報公開等

利用者の方へ

採用情報

[関連リンク](#)

[新着情報配信サービス](#)

[調達情報配信サービス](#)

[金融庁ソーシャルメディア
アカウント](#)



PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。お持ちでない方は、上のDownload Adobe READERボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください（新しいウィンドウで開きます）。

サイトマップ

金融
庁に

お知
ら

政
策・

法
令・

アクセスF S
A
(金融庁広報誌)

金
融
機

国
際

ついで

せ・
広報

審議
会等

指針
等

関
情
報

関
係

[利用規約・免責事項/著作権](#)

[プライバシーポリシー](#)

[ウェブアクセシビリティ](#)

[アクセス](#)

[御意見・問い合わせ](#)

[各種情報検索サービス（EDINET等）](#)

[関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government (法人番号6000012010023)

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000